

条件付一般競争入札の公告

条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき次のとおり公告します。

令和８年９月１４日

足 立 区 長
近 藤 弥 生

・本案件は単体事業者及び建設共同企業体による混合入札とする。

内部発注番号	第２８２号
発 注 業 種	一般土木工事
件 名	六町２号公園整備工事
履 行 場 所	足立区六町四丁目１０番
工 期	契約確定日の翌日 から 令和１０年２月２９日
前 払 金	有り ※前払金については「足立区公共工事の前払金取扱要綱」第２条、第３条及び第６条ほか各条項の規定による
工 事 概 要	施設造成工 一式 施設撤去工 一式 植栽工 一式 給水設備工 一式 雨水排水設備工 一式 汚水排水設備工 一式 電気設備工 一式 園路広場整備工 一式 管理施設整備工 一式 サービス施設整備工 一式 遊戯施設整備工 一式 便所管理棟設置工 一式 仮設工 一式 水施設土木工 一式 水施設電気機械設備工 一式 ※本案件は「足立区都市建設部週休２日制確保工事試行実施要領」の対象案件です。
予 定 価 格 〔入札書比較価格〕	事後公表 ※予定価格帯(税込)：５００，０００，０００円 以上 ６００，０００，０００円 未満
低入札価格 又は 最低制限価格	低入札価格調査基準価格を定める。 ※本案件は低入札価格調査の対象案件となります。ただし、低入札価格調査基準価格の１０分の９を下回る入札価格につきましては、調査を行わず落札者といたしませんのでご了承下さい。

公契約条例に関する事項	<u>本案件は、足立区公契約条例の規定が適用されます。</u>足立区公契約条例報告書の提出、労働者への周知カードの配布、労働報酬下限額以上の賃金支払い等が義務付けられます。 足立区公契約条例の詳細については、足立区の公式ホームページをご覧ください。
電子契約に関する事項	<u>本案件は、電子契約の選択が可能です。</u> 「電子契約利用申出書」を提出することにより、紙の契約書か電子契約の選択ができます。 <u>【電子契約を選択した場合の注意点】</u> 落札決定日から2営業日以内に、区より「契約承認依頼メール」を申出のあったメールアドレスに送信いたします。承認依頼期間は、「貴社がメールを受信した日」を1営業日目とし3営業日以内となります。貴社内の稟議等が間に合わないなど、承認依頼期間内に承認できないことが見込まれる場合は、紙の契約書を選択していただくようお願いします。 <u>※申出書にて電子契約を希望した場合は、途中で紙の契約書に変更することはできません。</u> <u>【契約締結日と履行開始日について】</u> 契約締結日は、<u>落札決定日から5営業日後</u>となります。履行開始日は、その翌営業日となりますのでお間違いないようお願いします。 <u>※契約締結日及び履行開始日は、電子契約、紙契約同様の取り扱いとなります。</u> 例 4/1(火)落札決定⇒4/3(木)承認依頼メール⇒4/7(月)貴社承認期限⇒4/8(火)契約締結⇒4/9(水)履行開始日 ※電子契約の詳細については、電子調達サービスのお知らせ情報または足立区の公式ホームページをご覧ください。
足立区議会の議決について	<u>本件は、議会の議決に付すべき契約となるため、落札者とは仮契約を締結し、足立区議会の議決を得た後に本契約を締結します。</u> 仮契約締結後、議会の議決までの間に落札した者が一般競争入札の参加停止及び指名競争入札の指名停止等の措置を受けた場合には、本契約を締結しません。また、それにより落札者が損害を被ったとしても、当区は損害賠償の責を負いません。 <u>【電子契約を選択した場合の注意点】</u> ・仮契約と本契約の時点で<u>2度</u>、電子上の承認をいただきます。 ・仮契約の締結日は<u>落札決定日から5営業日後</u>となります。 ・本契約の締結日は<u>議会の議決日</u>となります。
入札参加資格要件	1. 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しないこと。 2. 経営不振の状態にないこと。注1 3. 足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。注2 4. 足立区暴力団等反社会的団体排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。注3 5. 足立区競争入札参加資格申請業種が対象業種(一般土木工事)であること。 6. <u>自主的に結成された2者を構成員として結成された建設共同企業体</u>(共同施工方式による甲型共同企業体)または<u>単体事業者</u>であって、その構成員等が次の資格を満たしている者。 ※同一事業者はいずれかのみ参加できるものとする。 (1) 建設共同企業体(2者構成)の場合 <u>ア. 第1グループ(共同企業体の代表者)としての資格</u> ①足立区競争入札参加資格における区内事業者認定基準(平成22年4月5日22足総契発第3号)の定めるところにより、あらかじめ届出を行い、区内本店事業者又は区内支店事業者として認定され、区が通知した認定期限内の者であること。注4

②申込日現在で対象業種（一般土木工事）の共同運営格付が「A」であり、建設共同企業体内での順位が最上位であること。

③当該工事の業種について特定建設業の許可を受けていること。

④恒常的な雇用関係（申込時点で3か月以上）を有する、建設業法に定める専任の監理技術者を配置できること。**注5**

⑤建設共同企業体内での出資比率が最大であること。

⑥発注業種と同業種（一般土木工事）で、申込日現在で過去7年間において最高完成工事高が次のいずれかの条件を満たすこと。

完成工事請負者は、申込みを行う本店又は支店事業者に限る。**注6**

ア. 官公庁実績……予定価格帯下限額の1/2に出資比率を掛けた額以上

イ. 民間実績……予定価格帯下限額に出資比率を掛けた額以上

ただし、区内本店事業者の場合は以下のとおり条件を緩和する。

ア. 官公庁実績……予定価格帯下限額の4割に出資比率を掛けた額以上

イ. 民間実績……予定価格帯下限額の7割に出資比率を掛けた額以上

イ. 第2グループ（代表者以外の構成員）としての資格

①足立区競争入札参加資格における区内事業者認定基準（平成22年4月5日22足総契発第3号）の定めるところにより、あらかじめ届出を行い、区内本店事業者又は区内支店事業者として認定され、区が通知した認定期限内の者であること。**注4**

②申込日現在で対象業種（一般土木工事）の共同運営格付が「A」または「B」であること。

③恒常的な雇用関係（申込時点で3か月以上）を有する、建設業法に定める専任の監理技術者、または建設業法等に定める国家資格を有する専任の主任技術者を配置できること。**注5**

④建設共同企業体内での出資比率が10分の3以上であること。

⑤発注業種と同業種（一般土木工事）で、申込日現在で過去7年間において最高完成工事高が次のいずれかの条件を満たすこと。

完成工事請負者は、申込みを行う本店又は支店事業者に限る。**注6**

ア. 官公庁実績……予定価格帯下限額の1/2に出資比率を掛けた額以上

イ. 民間実績……予定価格帯下限額に出資比率を掛けた額以上

ただし、区内本店事業者の場合は以下のとおり条件を緩和する。

ア. 官公庁実績……予定価格帯下限額の4割に出資比率を掛けた額以上

イ. 民間実績……予定価格帯下限額の7割に出資比率を掛けた額以上

(2) 単体事業者の場合

①足立区競争入札参加資格における区内事業者認定基準（平成22年4月5日22足総契発第3号）の定めるところにより、あらかじめ届出を行い、区内本店事業者又は区内支店事業者として認定され、区が通知した認定期限内の者であること。**注4**

②申込日現在で対象業種（一般土木工事）の共同運営格付が「A」または「B」であること。

③当該工事の業種について特定建設業の許可を受けていること。

④恒常的な雇用関係（申込時点で3か月以上）を有する、建設業法に定める専任の監理技術者、または建設業法等に定める国家資格を有する専任の主任技術者を配置できること。**注5**

	※下請契約の金額が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の場合、監理技術者を配置すること。 ⑤発注業種と同業種（一般土木工事）で、申込日現在で過去7年間において最高完成工事高が次のいずれかの条件を満たすこと。 完成工事請負者は、<u>申込みを行う</u>本店又は支店事業者に限る。注6 ア．官公庁実績……予定価格帯下限額の1／2以上 イ．民間実績……予定価格帯下限額と同等以上 ア．官公庁実績……250,000,000円以上 イ．民間実績……500,000,000円以上 ただし、<u>区内本店事業者の場合</u>は以下のとおり条件を緩和する。 ア．官公庁実績……予定価格帯下限額の4割以上 イ．民間実績……予定価格帯下限額の7割以上 ア．官公庁実績……200,000,000円以上 イ．民間実績……350,000,000円以上 7．この案件については受注件数の制限を行います。注7 8．この案件については、本案件の公表日から開札日の期間が、同種工事の参加制限期間と一部でも重複する場合、本案件への申込みはできません。注8 参加制限（以下、落札した場合とは、建設共同企業体の構成員が落札した場合を含みます） ① 工事請負契約において、予定価格6,000万円以上の工事案件を落札した場合、落札日（開札日）から1か月間同種の工事に申込みができない。 ② ①にかかわらず、空調工事・給排水衛生工事においては、予定価格3,000万円以上の工事案件を落札した場合、落札日（開札日）から1か月間同種の工事に申込みができない。 9．この入札に参加する建設共同企業体の構成員となる者は、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員や単体事業者となることができません。 10．関係会社等の入札参加制限基準に基づく、資本、人的関係等の関係会社が同一の案件に申し込むことは認めない。基準に該当する者のした入札は、無効とします。 11．参加資格要件を確認の上、希望申請すること。参加資格要件を満たさない場合の申し込みは、非選定とします。
申 込 方 法	【希望申請】 （1）建設共同企業体（2者構成）の場合 この入札に参加希望する建設共同企業体は、<u>建設共同企業体代表者</u>が電子調達サービスにより、希望申請してください。 ※資格確認申請書の「希望理由」に、「2者JV申請」と必ず明記してください。 <u>東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける本案件の「単体JV区分」は単体の設定ですが、2者JVでの申請も可能とします。JVによる申請の場合は電子調達上でのJV協定の登録ができないため、共同企業体代表事業者が申請することが必要となります。</u> 電子調達サービスを利用する「入札参加資格通知」、「落札決定通知」等における、代表事業者名（単体事業者名）の表記は、当該建設共同企業体と読み替えるものとします。 （2）単体事業者の場合 この入札に参加希望する単体事業者が電子調達サービスにより、希望申請してください。

※資格確認申請書の「希望理由」に、「単体申請」と必ず明記してください。

「一般競争入札参加資格確認申請書」送信時には、以下の書類を添付してください。添付がない場合は無効となります。（書類の添付に替えて、総務部契約課工事契約係（区役所南館１１階）へ直接提出を可とします。）申請期間内に書類の提出がない場合には、申請は無効となります。

【提出書類】注 9

（１）建設共同企業体（２者構成）の場合

- ①建設工事共同請負入札参加資格審査申込書
- ②建設共同企業体協定書（甲）
 - ア 建設共同企業体協定書（甲）
 - イ 委任状（共同企業体構成員→共同企業体代表者用）
 - ウ 使用印鑑届【該当する場合のみ】
- ③全構成員分の建設業許可証明書の写し
- ④配置予定技術者調書及び完成工事経歴書（全構成員分）
- ⑤配置予定技術者調書及び完成工事経歴書に記載した、工事契約書の写し（全構成員分）
- ⑥建設工事競争入札参加資格審査受付票の写し及び印鑑証明書の写し（全構成員分）
- ⑦電子契約利用申出書（電子契約を希望する場合のみ提出）

（２）単体事業者の場合

- ①配置予定技術者調書及び完成工事経歴書
- ②配置予定技術者調書及び完成工事経歴書に記載した、工事契約書の写し
- ③電子契約利用申出書（電子契約を希望する場合のみ提出）

注）添付資料の添付漏れが増えています。参照ボタンからファイルを選択後、必ず「追加ボタン」を押下してください。

注）電子契約利用申出書の添付もしくは提出がない場合は、紙による契約締結となります。

1 「一般競争入札参加資格確認申請書受理書」について

- ・「一般競争入札参加資格確認申請書」送信後、自動的に「受理書」が発行されます。この「受理書」はシステム上「一般競争入札参加資格確認申請書」が自治体側へ届いたことを事業者へお知らせするものであり、添付書類が漏れなく届いていること及び書類不備がないことを示すものではありません。
- ・「受理書」は「一般競争入札参加資格確認結果通知書」とは異なるものであり、「一般競争入札参加資格確認結果通知書」は本公告文の「入札参加者の決定」欄に記載した期日に通知します。

2 添付書類の確認について

- ・「一般競争入札参加資格確認申請書」に書類の添付がなされていなくとも、契約課から事業者へご連絡はいたしません。
- ・「一般競争入札参加資格確認申請書」に書類が添付されているか確認を求める場合は、申し込み期間中に契約課工事契約係までお問合せください。添付の有無についてのみ回答します。また、期間中であれば契約課にて取下げ処理が出来ます。取下げ処理後、再度申し込みをしていただくことが可能となります。

申 込 期 間	令和8年9月14日（月）午前9時 から 令和8年9月30日（水）午後3時まで（期限厳守）
入札参加者の決定	審査の結果は、「一般競争入札参加資格確認結果通知書」にて令和8年10月7日（水）に電子調達システムにより通知します。
設計説明会	行わない。
設計図書等	入札参加資格を有した事業者へは <u>結果通知書に添付してお送りします。</u> <u>発注図書受領よりダウンロードしてください。</u> 設計図書等を受領せず積算した入札については、 <u>失格（無効）</u> とします。
質問の期限・方法	工事内容についての質問は、令和8年10月28日（水）正午までに、発注課へ問い合わせ願います。 発注課：パークイノベーション推進課 公園整備係【電話番号 3880-5896】 入札資格要件及びその他については、契約課工事契約係へ問い合わせ願います。 契約課 工事契約係 【電話番号 3880-5832】
入 札 方 法	電子調達サービスによります。 なお、入札書には、 <u>契約希望金額の110分の100に相当する金額</u> を入力してください。 電子入札操作手順書（工事）、電子入札ナビゲーションにより、事前に操作方法を確認のうえ入札をしてください。 <u>※「入札書」送信時には、必ず「内訳書登録」の入力をしてください。</u> 内訳書登録の無いもの、また、項目名の誤りや漏れ等がある場合は、足立区公共工事競争入札における積算内訳書の取扱基準に基づき、当該入札を無効とさせていただきます。
入 札 期 間	「一般競争入札参加資格確認結果通知書」受領の日から 令和8年10月30日（金）午前9時00分まで（期限厳守）
開札日時等	開札日時・・・令和8年10月30日（金）午前9時00分以降 開札場所・・・電子調達サービス
再入札期間	開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、2回を限度に再入札を行います。 再入札期限および開札日時（1回目）：令和8年10月30日（金）午前10時00分以降 再入札期限および開札日時（2回目）：令和8年10月30日（金）午前11時00分以降 なお、再度入札時、積算内訳書の添付は不要です。
ヒアリング	本文ですすでご案内のとおり、本案件は低入札価格調査の対象案件となります。 入札価格が低入札価格調査基準価格以下に該当した場合の調査は、開札時間の如何に関わらず、足立区役所本庁舎にて <u>10月30日（金）午後4時00分以降</u> に以下の内容等の聴取を行います。その際、 <u>〔積算時に作成した内訳書〕〔下請先の一覧表・見積書（可能な範囲）〕〔技術者の経歴書〕</u> などの適宜説明資料を事業者様分と区担当者用の各9部を含めてご持参して頂きますよう、あらかじめのご準備の程、よろしく願いいたします。 ①入札金額の積算内訳の中で、調査対象の項目について積算根拠の説明。 ②現場代理人・技術者の選任予定および経歴についての説明。 ③下請けの予定事業者及び予定下請金額。

	④労働者の具体的供給の見通し。 ⑤他業種の業者との円滑な調整が可能かについて。 ただし、低入札価格調査基準価格の10分の9を下回る入札価格につきましては、調査を行わず落札者といたしませんのでご了承下さい。
同額入札の取扱	落札となるべき同価の入札があった場合は、くじ引きにより落札者を決定します。 くじ引きの方法は、電子調達サービスによります。
落札者への通知	落札者には、電子調達サービスを通じて開札日時以降に通知します。通知を受けた事業者は、通知を受けた後、速やかに※指定提出書類を持って、総務部契約課工事契約係（区役所南館11階）に来庁してください。 ※指定提出書類 <u>（1）建設共同企業体（2者構成）の場合</u> ア 受付票及び印鑑証明書 イ 建設工事共同請負入札参加資格審査申込書、建設共同企業体協定書（甲） （原本を申し込み時に提出している場合は不要です） ウ 配置技術者に関する書類（全構成員分） 監理技術者・・・監理技術者資格者証（表面・裏面）の写し 監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了履歴ラベルの写し 主任技術者・・・雇用関係が確認できる書類の写し（以下のいずれか） 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 所属会社の雇用証明書など 国家資格を証する書類 エ 経営管理責任者及び営業所専任技術者申告書（全構成員分） オ 積算内訳書（再入札の場合）（本書のみ開札日以後5日以内の提出） <u>（2）単体事業者の場合</u> ア 受付票及び印鑑証明書 イ 配置技術者に関する書類 監理技術者・・・監理技術者資格者証（表面・裏面）の写し 監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了履歴ラベルの写し 主任技術者・・・雇用関係が確認できる書類の写し（以下のいずれか） 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 所属会社の雇用証明書など 国家資格を証する書類 ウ 経営管理責任者及び営業所専任技術者申告書 エ 積算内訳書（再入札の場合）（本書のみ開札日以後5日以内の提出）
入札経過の公表	電子調達サービスによる。
そ の 他	1 入札の回数・・・最大で3回までとします。落札者がいないときは入札を不調とします。 2 入札参加者は、工事請負、物品供給等競争入札参加者心得（電子入札用）を遵守してください。

	※工事請負、物品供給等競争入札参加心得（電子入札用）第16条第1項第1号の規定により、入札に参加する資格のない者がした入札は無効とします。 3 入札保証金・・・無 4 足立区競争入札参加資格を有する業者の方は、有効期限までに共同運営システムを使用して継続申請手続を行い承認されなければ入札参加資格を失います。本入札に参加する場合で開札日までに有効期限が到来する業者の方は、速やかに継続申請手続を行ってください。 5 入札及び契約手続等について不服がある場合は、「足立区入札及び契約手続等に関する苦情処理要領」に基づき、苦情申し立てを行なうことができます。 6 区発注工事において下請人や資・機材等の納入業者を選定する場合は、区内事業者を優先的に選定するよう受注者に要請します。 （1） 下請負人の選定 工事の施工にあたり、下請契約を締結する場合には、相手方を足立区内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。 （2） 建設資材等納入業者の選定 工事の施工にあたり、建設資材の納入契約および建設機械等の購入や借入れの契約を締結する場合には、相手方を足立区内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。 7 社会保険等未加入業者対策 （1） 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の未加入業者については、当区の実施する競争入札へ参加することができない。 （2） 足立区公共工事の受注者（元請業者）は、社会保険等未加入業者を一次下請業者に選定することはできない。 （3） 受注者（元請業者）は二次以下の下請事業者についても、社会保険等加入業者を選定するよう努めなければならない。 （4） 上記（2）にかかわらず、社会保険未加入者を一次下請業者とする場合は、理由書（別紙）を提出し、工事主管課長の承認を得なければならない。
注 意 事 項	注1 「経営不振の状態」とは、会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったときなどを指します。 注2 「指名停止期間中でない」とは、公表日時点で指名停止期間中ではなく、かつ契約締結日までに指名停止期間に入らないことを指します。 注3 「排除措置期間中でない」とは、公表日時点で排除措置期間中ではなく、かつ契約締結日までに排除措置期間に入らないことを指します。 注4 足立区の入札に区内事業者として参加する場合、あらかじめ「足立区に営業所等を有する届出書」「建設業の許可及び技術者に関する届出書」等の届出を行い、区内事業者の認定を得る必要があります。 また、既に区内事業者の認定がされている者は、通知された指定期限までに継続認定の手続きを行い、改めて認定を得る必要があります。 区内事業者の認定期限を満了しているなど、認定を得ていない状態での希望申請は、区内事業者としての入札参加資格を失うこととなります。 ※新たに区内事業者の認定を希望する場合、または過去に区内事業者の認定を受け、直近の認定期限から1年を経過して新たに認定を希望する場合は、届出受付後実態調査を行います。

- 注5 1 落札者と契約関係書類の引渡し及び指定提出書類を受領する際に、配置する技術者の**最終確認**を行います。ただし、予定していた技術者が次の各号の理由により配置できなくなった場合は、**技術者の変更を認めます**。
- ア 予定技術者が開札時点で他工事に従事している、並びに今後、他工事に従事する予定がある場合。
- ※この場合、「従事している」とは、当該案件の開札時点において、他工事の完了検査等が未だ終了していないことを指します。
- イ 予定技術者が傷病、出産、育児、介護または退職等により従事できなくなった場合。
- ウ 営業所専任技術者で申し込みを行い、当該技術者が落札時点においても営業所専任技術者でありかつ、落札金額が4,500万円以上(建築一式工事の場合は9,000万円以上)の場合。
- 2 1の各号に定める理由により予定していた技術者を変更する場合は、「技術者変更申請書」及び新たに指定する技術者の配置予定技術者に関する書類を提出してください。配置予定技術者に関する必要書類は、本公告の「落札者への通知」※指定提出書類イに記載のとおりです(落札日の翌営業日までに必ず契約課へ提出してください)。変更する場合、当初予定していた配置予定技術者に関する書類の提出は不要です。
- 3 配置予定技術者及び現場代理人は、申込日時点において3か月以上の恒常的な雇用関係を有していなければなりません(技術者を変更する場合においても同様です)。
- 4 指定提出書類を確認する際に配置可能な技術者を指定できないときは、その落札は無効となります。また、「足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱」の基準に基づき、一定期間の指名停止となります。
- 「足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱 別表5」
- 注6 1 最高完成工事高でご提示いただくのは、申込日時点において完了検査等が終了している案件でなければなりません。また、建設共同企業体(JV)案件の場合は、請負金額に当該建設共同企業体の出資比率を乗じた金額が最高完成工事高となります。
- 2 ご提示いただく完成工事経歴は1件あたりの契約となります。契約実績の積算は認められません。(注文書・請書でご提示していただく場合も同様です。同一工事案件で複数回に分けて受注した場合でも、1回の注文書・請書で実績を満たしている必要があります)。
- 3 民間実績をご提示いただく場合、注文書及び請書(契約の押印)の写しが必要となります。落札決定時にご提出をしていただきますので、書類のご準備をお願いします。請書の写しがない実績は、**無効**となりますのでご注意ください。
- 4 建設共同企業体申込における**出資比率**とは、本案件で結成した共同企業体の各構成員が出資した割合になります。
- 注7 同時に複数の入札案件を実施する場合で、次の各号の全ての要件を満たすと認められるときは、複数の入札案件のうち同一事業者が請負うことができる件数を1件とします。
- (1) 同種工事等の入札案件であること。
- (2) 公表時期が同一であること。
- (3) 入札方式(条件付一般競争入札及び公募型指名競争入札をいう)が同一であること。
- (4) 適正な入札を執行するために、十分な事業者数を確保できること。
- また、(1)の要件を満たし、かつ、履行期間及び公表時期が近接していると認められる

場合で、入札案件について足立区入札参加資格要件審査委員会の審議に付した結果、受注制限を設定すると決定があったときは、(2)(3)(4)に定める要件を満たさない場合であっても、受注制限を設定することがあります。

注8 入札参加制限について

1 適用条件

以下の各号の要件を全て満たすと認められる工事案件を受託した場合に本入札案件への申し込みを制限します。

(1) 本入札案件と同種の工事

同種工事とは、工事等の内容に関係なく区が発注する業種が同じであることをいいます。ただし、次に掲げる工事については、異なる業種であっても同種工事とみなします。

ア 道路舗装工事及び一般土木工事

イ 建築工事及び内装仕上

ウ 給排水衛生工事及び空調工事

(2) 入札区分が総合評価方式を除く公募型指名競争入札、条件付一般競争入札で発注した工事（総合評価、指名競争入札、随意契約により発注した工事は対象外）

(3) 建設共同企業体（JV）も同様とし、構成員となって受注した事業者は、別の組み合わせのJVの構成員になった場合でも入札参加が制限されます。

注9 公告文記載の参加資格要件を満たしているかどうかは、「配置予定技術者調書及び完成工事経歴書」の記載内容によります。他に実績があっても、**参加資格要件を満たしている**かは、「配置予定技術者調書及び完成工事経歴書」に記載されている内容を選定の対象とします。また、申込期間終了後の「配置予定技術者調書及び完成工事経歴書」の差替えは出来ません。